

報 道 資 料

令和3年3月23日
総務部法務文書課
県政情報公開係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第252号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第212号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和3年3月22日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（監察課）
- ◎ 対象行政文書：ア
 - (ア) 警察職員による県迷惑防止条例違反事案の処分について（伺）
 - (イ) 懲戒審査要求書
 - (ウ) 回答書
 - (エ) 勧告書
 - (オ) 警察職員による迷惑防止条例違反事案の懲戒審査委員会資料の作成について（伺）
 - (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）
- イ
 - (ア) 警察職員による女性職員に対するセクハラ事案及び初任科生に対する傷害等事案の処分について（奈良県警察）
 - (イ) 懲戒審査要求書
 - (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (エ) 勧告書
 - (オ) 警察職員による暴行・傷害及びセクハラ事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
 - (カ) 暴行・傷害及びセクハラ事案の処分実施について（伺）
- ウ
 - (ア) 警察職員による重傷ひき逃げ事案の処分予定について（奈良県警察）
 - (イ) 懲戒審査要求書
 - (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (エ) 勧告書
 - (オ) 警察職員による重傷ひき逃げ事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
 - (カ) 警察職員による重傷ひき逃げ事案の処分実施について（伺）
- エ
 - (ア) 被留置者の所持品紛失及び危険品等持ち込み等事案の処分について（奈良県警察）
 - (イ) 懲戒審査要求書
 - (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (エ) 勧告書
 - (オ) 警察職員による留置業務不適正事案の懲戒審査委員会資料、公安委員会資料の作成について（伺）
 - (カ) 懲戒処分書、処分説明書等の交付について（伺）
- オ
 - (ア) 警察職員による失踪事案の処分予定について（奈良県警察）
 - (イ) 懲戒審査要求書
 - (ウ) 懲戒審査通知書・回答書
 - (エ) 勧告書
 - (オ) 警察職員による失踪事案の懲戒審査委員会資料及び公安委員会資料の作成について（伺）
 - (カ) 懲戒処分書及び処分説明書の交付等について（伺）

- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定

- 不開示部分：ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- イ 当該職員及び関係職員の人定事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人定事項、事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
- ウ 留置業務不適正事案の端緒及び内容の一部、処分理由の一部
- エ 処分量定の一部
- オ 当該職員及び関係者の事情聴取内容
- カ 身上調査書の一部
- 不開示理由：ア 上記不開示部分のイ
 - 条例第7条第2号に該当
 - 特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
- イ 上記不開示部分のイ
 - 条例第7条第2号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
- ウ 上記不開示部分のウ
 - 条例第7条第2号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号該当
 - 留置管理業務に関する情報であって、開示することにより、看守の職務妨害行為や留置場での危険行為を助長するなど、当該業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- エ 上記不開示部分のエ
 - 条例第7条第5号に該当
 - 審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、外部からの圧力や干渉を受けるなど、将来の同種の審議、検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号該当
 - 監察業務に関する情報であって、開示することにより、懲戒処分の対象者や関係者等に予断を与えることとなり、以後の調査への協力が得られなくなるなど、当該事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- オ 上記不開示部分のオ
 - 条例第7条第2号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号に該当
 - 被処分者の具体的な行動や申述内容等、個人の機微にわたる情報や意見等が記載されており、開示することにより、公表されることを懸念して詳細かつ率直な申述をちゅうちょするなど、正確な事実関係の把握等が困難になり、今後の監察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- カ 上記不開示部分のカ
 - 条例第7条第2号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
 - 条例第7条第6号に該当
 - 被処分者に対する人事評価や身上調査の内容、処分に係る監察担当者の意見等が記載されており、開示することにより公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、同施行規則及び奈良県警察職員懲戒等取扱規程に基づき懲戒処分に関する手続きを行っている。

本件行政文書は実施機関が平成24年10月から同年12月までの間に行った懲戒処分について、その手続きに当たり作成又は取得した文書である。これらの文書には、懲戒処分を受けた職員（以下「被処分者」という。）の情報として所属、氏名、家族、生年月日、事情聴取に対する発言内容等が、懲戒処分の

原因となった非違行為に関する情報として事案の概要、被害の状況、被害者の氏名等が記載されている他、懲戒処分に係る量定に関する情報が記載されている。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件不開示情報について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影、被処分者及び関係職員の人事事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人事事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について条例第7条第2号に、当該職員の申立て内容、事情聴取内容、身上調査書の一部について条例第7条第2号及び同条第6号に、処分量定の一部について条例第7条第5号及び第6号に該当すると主張している。

(2) 条例第7条第2号、同条第5号、同条第6号及び第9条について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

なお、同号ただし書には、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

同条第5号は、「県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

同条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」（前段）、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（後段）を不開示情報とする旨規定している。

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（条例第7条第1号の情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

(3) 不開示情報該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について

諮問実施機関は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影について、条例第7条第2号に掲げる情報に該当する旨主張している。

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、知事部局等の職員の氏名については、奈良県職員録に掲載され、一般に頒布されていることから、慣行として公にされているとして、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

しかし、諮問実施機関及び実施機関の職員のうち、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名については、犯罪捜査等に係る現場での活動が相当程度に予定されている職務の性質上、氏名が公にされると、職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、奈良県職員録にも掲載しておらず、人事異動の際にも報道発表がなされていないことが認められる。

このことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされているとは認められないため、同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

イ 被処分者及び関係職員の人事事項（印影等を含む）及び身上事項の一部、被害者その他関係者の人事事項、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

諮問実施機関は、被処分者及び関係職員の所属、氏名、生年月日、年齢、経歴、家族関係、印影及び指紋（以下「本件職員等情報」という。）、及び身上調査書の一部並びに被害者及び事案関係者の氏名、生年月日、年齢、住所、勤務先（以下「本件被害者等情報」という。）及び被害の状況について、条例第7条第2号に該当する旨、主張しているの、以下検討する。

(ア) 本件職員等情報及び本件被害者等情報について

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

一般に、懲戒処分に至った事案については、報道機関にその概要が公表されるものと考えられる。

この点について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分の公表については、警察庁が示した「懲戒処分の発表の指針」において、事案の性質に応じ、事案の概要、処分の年月日及び内容等について、懲戒処分を科した後速やかに行うものとされているが、この場合であっても処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を行うこととされており、本件職員等情報及び本件被害者等情報について、公表した事実はないとのことであった。

実施機関の懲戒処分事案においては、その性質上、被処分者、関係職員、被害者及び事案関係者のプライバシーを侵害することのないよう、特に配慮が必要であると考えられることから、本件職員等情報及び本件被害者等情報について公表した事実はないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であると認められず、法令等で公にすることが義務づけられている情報ではないと認められるため、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件職員等情報及び本件被害者等情報は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(イ) 身上調査書の一部について

本件決定において不開示とされている身上調査書の一部は、被処分者の氏名、採用年月日、号給、給与額、既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度及び理由、勤務状態及び成績の良否、平素の行状、その他処分を加重又は軽減すべき事情、処分に対する意見及び被処分者の所属が分かる記述である。

諮問実施機関は、身上調査書の一部について、条例第7条第2号及び第6号に該当すると主張しているの、以下検討する。

身上調査書は、規律違反を認知した際、所属長が本部長宛に提出する文書であり、懲戒処分を行うことの適否や量定を検討する上での基本的な情報であって、全体として、特定の職員の人事管理上の情報である。

したがって、身上調査書の一部は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

同号ただし書アについて、身上調査書は、実施機関が職員の人事管理上必要なものとして保有しているものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではないと考えるのが相当であることから、身上調査書の一部は、同号ただし書アに該当しない。

また、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、身上調査書の一部は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第6号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

(ウ) 事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部について

条例第7条第2号本文には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む旨規定されているが、ここでいう「他の情報」については、開示請求の請求主体に何ら制約が設けられておらず、何人も開示請求できることから、個人情報の性質及び内容に照らし、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解するのが相当である。

本件事案は、被害者が発生した事件又は事故（以下「本件事件等」という。）に係る情報であるため、「他の情報」には、本件事件等の目撃者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含むものと解すべきである。

そして、本件決定において不開示とした、処分理由の一部及び被害の状況については、本件事件等に係る被害者に関する情報であるため、本件事件等を目撃した者等が保有している又は入手可能であると通常考えられる情報と照合することにより、被害者の情報を新たに了知することも考えられる。

したがって、処分理由の一部及び被害者の状況については、条例第7条第2号本文前段に掲げる情報に該当すると認められ、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、事案の端緒及び内容の一部並びに処分理由の一部については、条例第7条第2号

に掲げる不開示情報に該当する。

ウ 事情聴取内容及び申し立て内容について

諮問実施機関は、事情聴取内容及び申し立て内容について、条例第7条第2号及び第6号に該当する旨主張している。

実施機関は、懲戒処分の検討に当たり、原因事案の内容等を把握するため、実施機関が処分対象者や被害者等（以下「処分対象者等」という。）に対し事情聴取を行い、その結果を記載した聴取記録を作成する。また、処分対象者等は、自らが実施機関に対して事案の概要等を申し出るために、当該事案を起こした動機、具体的な発生状況及び被害の状況等を記載した始末書を提出することができる。

本件決定において不開示とした事情聴取内容は、聴取記録に記載された情報であり、申し立て内容は始末書に記載された内容である。

これらはいずれも、実施機関が懲戒処分を検討するにあたり、作成又は取得した文書であって、記載された情報は全て、実施機関の事務に関するものであるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件不開示部分の妥当性について、本件開示請求に対応する他の開示決定と同様の判断である旨説明している。そして、本件と同時に審議した他の諮問事案に係る理由説明書において、懲戒処分に係る事実調査は、犯罪捜査としてではなく、任意で行われたものであり、当該聴取内容を公にした場合、聴取した内容が公開されることを前提に事情聴取が行われることになり、その結果、懲戒処分を行うに当たり必要とされる詳細な情報が十分に得られなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨主張している。

一般に、非違行為を行った者に対する事情聴取を行う際、非違行為を行った者が述べた事実等について、公開されることが前提となれば、事情聴取の対象者が、自身の申述内容が公になることを懸念して正直に申述することをちゅうちょするおそれがあると考えるのが相当である。そうすると、事情聴取内容及び申し立て内容を公にすることにより、懲戒処分の判断に必要な情報が得られなくなるなど、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

これらのことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、公にすることにより、今後行われる同種の事情聴取に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、事情聴取内容及び申し立て内容は、条例第7条第6号に掲げる不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

エ 留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部について

諮問実施機関は、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部（以下「本件事案の端緒等」という。）について、条例第7条第2号及び第6号に該当する旨主張している。

本件事案の端緒等について、当審査会が本件行政文書を見分したところ、留置所内に持ち込まれた物品に関する情報や当該事案の態様や結果に関する情報の記述が不開示とされていることが認められた。

(ア) 条例第7条第6号前段について

本件事案の端緒等は、実施機関が行う留置業務に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に該当する。

(イ) 条例第7条第6号後段について

本件事案の端緒等を開示することによって生じるおそれのある事務の支障について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、これらの情報が開示されることにより、被留置者において危険品の隠匿、自傷他害行為又は監視体制の間隙を突いた逃走行為を誘発するおそれがあるなど、留置施設の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

実施機関が留置している者の中には、様々な手段を用いて自らの訴追を免れようとする者や留置施設からの逃走を企図している者が一定程度存在することは否定できないところであり、このことを考慮すると、これらの情報を公にすることにより、被留置者やその他関係者に有意な情報を提供することになり、そのことによって、留置施設の規律及び秩序の維持等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

これらのことから、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(ウ) まとめ

以上のことから、留置業務不適正事案の端緒、内容の一部及び処分理由の一部については、条例第7条第6号の不開示情報に該当するため、条例第7条第2号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

オ 処分量定案の一部について

諮問実施機関は、処分量定案の一部について、条例第7条第5号及び第6号に該当する旨主張している。

実施機関における、懲戒処分の検討過程について、当審査会が事務局を通じて諮問実施機関に確認したところ、懲戒処分については、警察職員懲戒審査委員会に処分案を図り、処分量定を決定しているが、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に処分事案の概要等を送付し、処

分量定等について意見を聴取しているとのことであった。

したがって、本件決定において不開示とした処分量定案（以下「本件処分量定案という。」）は、警察庁に対する協議案に記載された情報であって、実施機関の事務に関する情報であると認められるため、条例第7条第6号前段に該当する。

諮問実施機関は、本件処分量定案を開示することにより意思決定の中立性が損なわれるなど、将来における同種の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある旨説明している。

また、当該意思決定の中立性が損なわれる具体的な原因について、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件処分量定案を開示することにより、懲戒処分の原因となった事案に係る懲戒処分を予定されている者及び当該事案の被害者並びにこれらの者の関係者（以下「懲戒処分事案の関係者等」という。）が、過去の量定案から自らが希望する量定案を探索し、懲戒処分の量定案の作成を担当する職員に対し、当該量定案に相当する処分を強く求めるおそれがあるとのことであった。

先に述べたとおり、処分量定案については、警察職員懲戒審査委員会に付議する処分案を作成するために、警察庁に意見を聴取するものであって、懲戒処分における量定検討手続の初期段階にある文書であると認められる。

また、懲戒処分の手続きについては、その決定プロセスの公平性を確保するため、できる限り公にすることが必要である一方で、懲戒処分に係る事案の性質を考慮した場合、懲戒処分事案の関係者等が、今後行われる当該事案の懲戒処分の程度について、自らが希望する量定案を要求するため、過去の事案の量定案の中から自らの主張に合う量定案を探索し、処分の軽重について、著しく強い要望に至ることは十分想定されるところである。

そして、懲戒処分の決定プロセスの透明性を確保することの重要性を考慮したとしても、量定決定手続の初期段階の情報である処分量定案を公にすることによって、量定案を作成する職員等に対して、直接著しく強い要望等が行われ、適正な処分量定案の作成に係る事務に及ぼす支障は、看過し難い程度のものであると考えるのが相当である。

これらのことから、本件処分量定案は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

以上のことから、本件処分量定案については、条例第7条第6号の不開示情報に該当するため条例第7条第5号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

ク 公益上の理由による裁量的開示について

審査請求人は、審査請求書において、「高田警察署の警察官は、道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に規定されるチャイルドシートの着用義務の免除について日常生活上の世話をしている場合は適用が無いとの判断を示し、また、おむつを交換する行為が日常生活上の世話に該当するか否かについては運用解釈基準が存在しないため自身の判断が奈良県警察全体としての考え方であると発言（録音済）するなど罪刑法定主義に反する不誠実な言動が認められ、懲戒処分を受けている蓋然性が極めて高い。よって、奈良県情報公開条例第9条に規定する公益上の理由による裁量的開示も検討すべきである。」と主張している。

この点、諮問実施機関は、審査請求の理由には実施機関が裁量権の逸脱又は濫用したことをうかがわせるような事情は何ら記載されていない上、裁量的開示という実施機関が高度の行政的な判断を行うに足る説明がなされていない旨主張している。

そこで、当審査会が本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報を開示することに、条例第7条第2号、第5号及び第6号により保護する利益を上回る公益上の必要性があるとは認められなかった。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件不開示部分を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成24年12月21日		
② 決定	平成25年12月25日付け	一部開示決定	
③ 審査請求	平成26年1月29日		
④ 諮問	平成26年2月7日		
⑤ 経過	令和2年10月29日	第246回審査会	審議
	令和2年11月20日	第247回審査会	審議
	令和2年12月28日	第248回審査会	審議
	令和3年1月29日	第249回審査会	審議
	令和3年2月26日	第250回審査会	審議